

富士見市環境基本計画について

1. 富士見市環境基本計画

「富士見市環境基本計画」は、平成 12 年の「環境にやさしい都市宣言」を受けて制定された「富士見市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進しつつ、社会情勢や環境ニーズなど、日々変化する様々な環境課題を解消するために策定したものです。

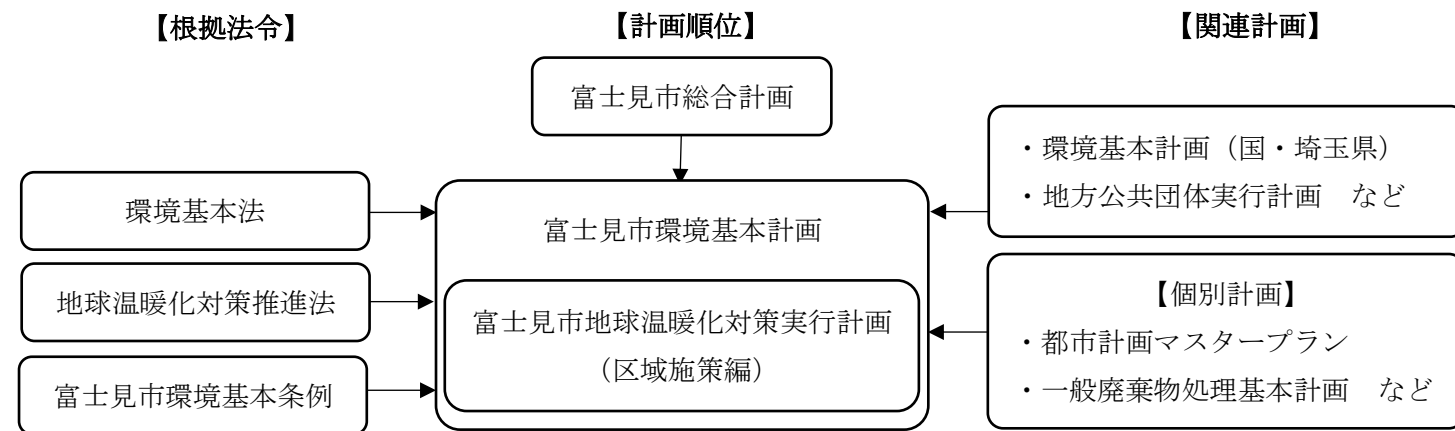
なお、地球温暖化防止に向けた取組については、これまでの環境施策との結びつきが強いことから、平成 25 年の「第 2 次富士見市環境基本計画」より、「富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「区域施策編」という。）を環境基本計画に包含しています。

【参考】環境基本計画、環境関連法令等経過

富士見市	国・埼玉県
平成 12 年 4 月 環境にやさしい都市宣言	平成 6 年 環境基本計画策定（国）
平成 13 年 12 月 富士見市環境基本条例制定	平成 8 年 埼玉県環境基本計画策定（県）
平成 15 年 3 月 富士見市環境基本計画（第 1 次計画）策定	平成 12 年 第 2 次環境基本計画策定（国）
	平成 13 年 第 2 次埼玉県環境基本計画策定（県）
	平成 17 年 京都議定書発効
	平成 18 年 第 3 次環境基本計画策定（国）
	平成 19 年 第 3 次埼玉県環境基本計画策定（県）
平成 20 年 3 月 第 1 次計画中間見直し	平成 20 年 地球温暖化対策推進法・省エネ法改正
	平成 24 年 第 4 次環境基本計画策定（国）
	〃 第 4 次埼玉県環境基本計画策定（県）
平成 25 年 3 月 第 2 次富士見市環境基本計画策定	平成 25 年 地球温暖化対策推進法・省エネ法改正
	平成 28 年 地球温暖化対策推進法改正
平成 30 年 3 月 第 2 次計画中間見直し	平成 30 年 第 5 次環境基本計画策定（国）
	〃 省エネ法改正
	令和 3 年 地球温暖化対策推進法改正
	令和 4 年 第 5 次埼玉県環境基本計画策定（県）
令和 5 年 3 月 第 3 次富士見市環境基本計画策定予定	

1-2. 環境基本計画の位置づけ

富士見市環境基本計画は、すべての計画の上位計画として位置づけられる「富士見市総合計画」を環境面から補完し、環境分野に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけています。



1-3. 計画期間

現環境基本計画は、平成 25 年 4 月（平成 25 年度）から令和 5 年 3 月（令和 4 年度）までの 10 年間を計画期間とし、今年度の令和 4 年度が、計画期間の最終年度となっています。

計画	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
総合計画	第 5 次基本構想（H23～R3 の 10 か年）										第 6 次	
環境基本計画	第 1 次	第 2 次（H29 年度に中間見直し）										第 3 次
区域施策編		第 1 次										第 2 次

1-4. 施策体系（現環境基本計画）

望ましい環境像	いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見	
環境目標（基本目標）	1. まちぐるみで地球温暖化の防止を目指します。 2. 自然と共生するまちを目指します。 3. 快適な生活を送れるまちを目指します。 4. みんなで学び、行動するまちを目指します。	
基本方針	施策方針	取組内容（抜粋）
資源を大切にしよう	省エネルギーの推進 再生可能エネルギーの活用 資源の活用	低燃費車・低公害車の導入推進 再生可能エネルギー機器の導入支援 落ち葉の堆肥化の推進
温室効果ガス吸収源対策に取り組もう	社寺林・斜面林・緑地の保全 緑化の推進	社寺林・斜面林・緑地の保全 壁面緑化の推進
ごみを減らそう	4R の推進 生ごみの水切り・堆肥化の推進 エコライフの推進	4R の推進 生ごみの水切りによるごみ減量化 家庭における省エネルギー対策の普及啓発
スマートムーブに取り組もう	スマートムーブの実践に向けた整備 環境配慮型自動車・運転の推進 スマートムーブの推進	交通インフラの整備の推進 次世代自動車の導入の検討
生き物を守り育てよう	みどりの保全 生態系の保全 外来種対策の推進	保存樹木・保存樹林の保全 在来野生動植物の保護 外来生物防除
里地里山を守り育てよう	生物多様性の保全 湧き水の保全と啓発 景勝地・文化財の保全 環境配慮型農業の推進 地産地消の推進 有害鳥獣対策の促進	既存ビオトープの維持管理 湧き水の活用方法の検討 寺社仏閣の保護と社寺林の保全 優良農業の普及啓発 地元農産物の給食等への導入 特定外来生物の防除対策
水環境を大切にしよう	水辺環境の保全と活用 生活排水処理対策の推進	水辺環境の美化推進 公共用水域の水質調査
快適な生活空間を創ろう	公園・緑地等の整備 きれいなまちづくりの推進 不法投棄対策の強化	市民・事業者協働による公園の維持管理 クリーンアップ運動などの環境美化活動の推進 不法投棄防止啓発看板の設置・提供
健全な生活を送ろう	身近な生活環境の保全 有害化学物質対策の促進	公害等の相談への対応 国・県等との連携
みんなで力を合わせて行動しよう	地球温暖化防止活動の活性化 環境保全活動の活性化 地域連携の推進と情報交換	地球温暖化防止に向けた普及啓発 富士見市環境施策推進市民会議と協働した環境施策の推進 国・県・近隣地方公共団体との連携強化
環境について学ぼう・話し合おう	環境リーダー育成の整備 環境教育の場の整備	市民人材バンクの利用推進 環境講座・出前講座の開催
みんなで計画を実行し、評価しよう	具体的な目標の設定 市民・事業者・行政連携の推進	目標の達成状況についての評価

2. 富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定する計画。

区域施策編と事務事業編があり、区域施策編は、市内から排出される温室効果ガスを削減するための施策や取組について策定したものです。

なお、行政活動の事務及び事業から排出される温室効果ガスを削減するための事務事業編は、令和4年3月に第4次実行計画を策定しました。

2-2. 富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

対象となる温室効果ガス (7種類)	二酸化炭素 メタン 一酸化二窒素 ハイドロフルオロカーボン パーフルオロカーボン 六フッ化硫黄 三フッ化窒素	
温室効果ガス排出量現況推計	355,182t-CO2 (平成30年度・2018年度)	
削減目標 (平成26年度比)	令和4年度の削減目標：17.6% ※中間目標：平成29年度の削減目標：13.0% ⇒ 削減実績：4.9%	
本市の特徴	家庭部門・運輸部門からの温室効果ガス排出量が多い	
削減に向けた取り組み	【地球温暖化防止に向けた取り組み（緩和策）】	
	温室効果ガスを減らすこと→	節電・節水などの省エネルギー ごみの減量による焼却処理量の削減 太陽光発電システムなど、再生可能エネルギーの導入 エコドライブや公共交通機関利用の促進
	二酸化炭素吸収を増やすこと→	二酸化炭素吸収源の保全
	【地球温暖化の影響に対応する取り組み（適応策）】	
	猛暑日・熱帯夜の増加→	熱中症にならない程度の適切な室温管理 よしずや緑化などによる緩和
	多雨・少雨の二極化→	気候変動に強い農作物の開発 水の再生利用や有効活用の研究
	集中豪雨の増加・海面上昇→	河川などインフラ整備 動植物の保全措置
人の健康被害の増加→	熱中症対策 感染症対策	
動植物への被害の増加→	動植物の生息・生育環境把握 動植物の保全措置	

3. 進捗管理

行政（担当課）	取組状況の検証・改善、国・県等との連携・情報交換
富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会	庁内の総合的な調整
富士見市環境施策推進市民会議	計画の実行、取組状況への意見・評価
富士見市環境審議会	環境の保全・創造に関する事項の審議及び市長への提言

